

# 資料編

## あきる野市防災会議条例

平成7年9月1日条例第102号

改正 平成12年3月31日条例第27号

平成24年12月25日条例第26号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第5項の規定に基づき、あきる野市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) あきる野市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) あきる野市の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること
- (3) 前2号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、市長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

5 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命したのものをもって充てる。

- (1) 指定地方行政機関の職員
- (2) 東京都知事の部内の職員
- (3) 警視庁の警察官
- (4) 東京消防庁の消防吏員
- (5) 市長がその部内の職員のうちから指名する者
- (6) あきる野市教育委員会の教育長
- (7) あきる野市消防団員のうちから市長が任命する者
- (8) 指定公共機関又は指定地方公共機関の役員若しくは職員
- (9) その他、市長が必要と認めるもの

6 前項の委員の総数は、35人以内とする。

7 第5項第8号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期はその前任者の残任期間とする。

8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、東京都の職員、市の職員、関係指定公共機関、関係指定地方公共機関の役員又は学識経験のあるもののうちから、市長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したとき解任されるものとする。

(部会)

第5条 防災会議には、部会を置くことができる

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかって定める。

附 則

この条例は、平成7年9月1日から施行する。

附 則 (平成12年条例第27号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年条例第26号)

この条例は、公布の日から施行する。

## あきる野市災害対策本部条例

平成7年9月1日  
条例第103号

### (趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条第7項の規定に基づき、あきる野市災害対策本部（以下「本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

### (本部の組織)

第2条 本部に本部長室及び部を置く。

2 部に部長を置く。

3 本部長室及び部に属すべき本部の職員は、あきる野市規則で定める。

### (職務)

第3条 災害対策本部長（以下「本部長」という。）は、本部の事務を総括し本部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 部長は、本部長の命を受け、部の事務を掌理する。

4 災害対策本部員は、本部長の命を受け、本部長室の事務に従事する。

5 その他の本部の職員は、部長の命を受け、部の事務に従事する。

### (委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、あきる野市規則で定める。

### 附 則

この条例は、平成7年9月1日から施行する。

### 附 則（平成11年条例第16号）

この条例は、公布の日から施行する。

## 災害時応援協定等一覧

| 締結日       | 協定等名称                          | 締結先                   |
|-----------|--------------------------------|-----------------------|
| 平成7年9月1日  | 消防事務の委託に関する付属協定書               | 東京都知事                 |
| 7年10月24日  | 消防水利の設置等に関する協定                 | 東京消防庁秋川消防署長           |
| 8年3月1日    | 震災時等の相互応援に関する協定                | 八王子市長外 29 市町村長        |
| 8年4月1日    | あきる野市防災行政無線局の設置に伴う運用等に関する協定書   | 東京消防庁秋川消防署長           |
| 11年4月26日  | 災害時における井戸水の供給協力に関する協定書         | 秋留台地畑地かん水施設管理組合長      |
| 18年1月17日  | 友好姉妹都市災害時相互応援協定書               | 宮城県栗原市長               |
| 19年9月1日   | 消防相互応援協定書                      | 青梅市長外 6 市町村長          |
| 19年10月1日  | 災害時における郵便局、あきる野市の協力に関する覚書      | 郵便事業株式会社あきる野支店        |
| 20年1月28日  | 避難住民に対する理容サービス業務の提供に関する協定書     | 東京都理容生活衛生同業組合五日市支部長   |
| 20年2月29日  | 災害時における仮設トイレ等の供給協力に関する協定書      | 株式会社レンタルのニッケン八王子営業所長  |
| 20年2月29日  | 災害時における仮設トイレ等の供給協力に関する協定書      | 昭和工業ハウス株式会社代表取締役      |
| 20年3月17日  | 非常通信の運用に関する協定書                 | 東京消防庁秋川消防署長           |
| 21年9月5日   | 災害時における応急対策業務に関する協定書           | あきる野市建設防災協力会          |
| 21年9月5日   | 災害時における防災活動の協力に関する協定書          | 西多摩緊急災害協力会            |
| 21年11月30日 | 災害時における救援物資の供給等に関する協定書         | 秋川農業協同組合              |
| 23年3月4日   | 災害時の情報交換に関する協定                 | 国土交通省関東地方整備局長         |
| 23年7月1日   | 災害時におけるし尿の搬入及び受入れに関する覚書        | 東京都下水道局 流域下水道本部長      |
| 23年10月18日 | 災害時における避難場所等の応急対策業務に関する協定書     | あきる野電設協力会             |
| 23年12月26日 | 災害時における応急救護活動についての協定           | 公益社団法人 東京柔道接骨師会       |
| 24年2月9日   | 災害時における二次避難所施設利用に関する協定書の締結について | 都立あきる野学園              |
| 24年4月6日   | 災害時における二次避難所施設利用に関する協定書        | あきる野市老人福祉施設連絡協議会      |
| 24年10月1日  | 災害時における動物救護活動に関する協定書           | 東京都獣医師会多摩西支部          |
| 24年11月1日  | 災害時における医療救護活動に関する協定            | 西多摩薬剤師会あきる野支部あきる野薬剤師会 |

## 地震に対する10の備え

### 家具類の転倒・落下防止をしておこう

家具やテレビ、パソコンなどを固定し、転倒や落下防止措置をしておく。  
けがの防止や避難に支障のないように家具を配置しておく。

### けが防止対策をしておこう

避難に備えてスリッパやスニーカーなどを準備しておく。  
停電に備えて懐中電灯をすぐに使える場所に置いておく。  
食器棚や窓ガラスなどには、ガラスの飛散防止措置をしておく。

### 家屋や塀の強度を確認しておこう

家屋の耐震診断を受け、必要な補強をしておく。  
ブロックやコンクリートなどの塀は、倒れないように補強しておく。

### 消火の備えをしておこう

火災の発生に備えて消火器の準備や風呂の水のくみ置きをしておく。

### 火災発生の早期発見と防止対策をしておこう

火災の早期発見のために、住宅用火災警報器を設置しておく。  
普段使用しない電気器具は、差込みプラグをコンセントから抜いておく。  
電気やガスに起因する火災発生防止のため感震ブレーカー、感震コンセントなどの防災機器を設置しておく。

### 非常用品を備えておこう

非常用品は、置く場所を決めて準備しておく。  
車載ジャッキやカーラジオなど、身の周りにあるものの活用を考えておく。

### 家族で話し合っておこう

地震が発生した時の出火防止や初期消火など、家族の役割分担を決めておく。  
家族が離れ離れになった場合の安否確認の方法や集合場所などを決めておく。  
家族で避難場所や避難経路を確認しておく。  
普段のつき合いを大切にするなど、隣り近所との協力体制を話し合っておく。

### 地域の危険性を把握しておこう

地域の防災マップに加えて、わが家の防災マップを作っておく。  
自分の住む地域の地域危険度を確認しておく。

#### 防災知識を身につけておこう

新聞、テレビ、ラジオやインターネットなどから、防災に関する情報を収集し、知識を身につけておく。

消防署などが実施する講演会や座談会に参加し、過去の地震の教訓を学んでおく。

#### 防災行動力を高めておこう

日頃から防災訓練に参加して、身体防護、出火防止、初期消火、救出、応急救護、通報連絡、避難要領などを身につけておく。

## 地震その時10のポイント

### グラッときたら身の安全

地震の時は、まず身の安全を図り、揺れがおさまるまで様子を見る。

### 落ちついて火の元確認初期消火

火を使っている時は、揺れがおさまってから、あわてずに火の始末をする。  
出火した時は、落ちついて消火する。

### あわてた行動けがのもと

屋内で転倒・落下した家具類やガラスの破片などに注意する。

### 窓や戸を開け出口を確保

揺れがおさまった時に、避難できるよう出口を確保する。

### 落下物あわてて外に飛び出さない

瓦、窓ガラス、看板などが落ちてくるので注意する。

### 門や塀には近寄らない

屋外で揺れを感じたら、ブロック塀などには近寄らない。

### 正しい情報確かな行動

ラジオやテレビ、消防署、行政などから正しい情報を得る。

### 確かめ会おうわが家の安全隣りの安否

わが家の安全を確認後、近隣の安否を確認する。

### 協力し合って救出・救護

転倒家屋や転倒家具などの下敷きになった人を近隣で協力し、救出・救護する。

### 避難の前に安全確認電気・ガス

避難が必要な時には、ブレーカーを切り、ガスの元栓を締めて避難する。